

平成22年度事業計画

【事業計画指針】

滋賀県司法書士会には、約2,800万円を有する財務調整会計という特別会計がある。先輩・同僚が積み立て残してくれたものである。このお金を有効活用しようではありませんか、と何度も会員の皆様に訴えた。そのときに、20年先、30年先の司法書士又は制度のために今打っておく、しておくべきことに使ってはどうかと。20年先、30年先を考えることは必要であろう。20年先の日本社会を想像したとき、今の状態の続きであると思うと余り明るいとは思えない。同じように、司法書士の世界も陽光がいっぱい輝いているとは思えない。この状態を打破する力が必要であろう。

今、全会員が司法書士のことを考えるために、一つの材料として2,800万円の有効活用を図る方策を話し合ってみる値打ちがあると提案したい。

本気で話し合うことで、成果が生まれる。司法書士を取り巻く環境は社会と共に変化するが、今日の社会は大きく変わっている。何が変わっているのか、大きくは情報が自由に行き来する高度な発達した情報通信社会になったこと、それによって、グローバルに世界が広がったことである。資本主義社会が世界に普及し、市場競争原理により地球が動いている。情報と金と人が世界中を行き交う。日本も、そのような中大きく方向を変える様相が伺えるが、その方向が定まらず遅い。日本の一流と言われた経済が、ちょっと行き止まっている。政治のリーダーシップが必要であるが、そのリーダーがいない。混迷する日本、停滞する日本、閉塞感いっぱいの日本、将来不安いっぱいの日本、その中に位置する司法書士界も一面、同様な状況の中にあるため、不祥事がいっぱい発生している。複雑な社会がそれに輪をかける。

司法書士制度は、社会制度上必要な制度である。我々は、粛々と制度上の義務を、そして使命を課さなければならない。その体制を維持しなければならない。司法書士は社会の公器である。日本社会の公示制度である登記制度を守り、維持している誇りがある。少額紛争で困っている国民を助け、救っている現実がある。しかし、司法書士業務につき、将来への安心が少し薄らいで来た。それは、不祥事の多発に見て取れる。富を分配出来ている間は互いに尊重し合えるが、リスクを評価し、リスクを分配しなければなくなると、人は利益を守りたくなる。利益を正当な方法で得るのが当然であるが、少し拡大解釈すると、規制のきかない領域に入ってしまう。

今司法書士会に必要なものは何か。それは我々の制度をより良くしようとする全会員の熱意を結集することであろう。司法制度改革審議会意見書の言葉を借りるとすれば、会員の一人一人が統治客体意識から脱却し、自律的で社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、司法書士界に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう。裁判員制度、検察審査会制度の改正による起訴相当なる意見の尊重等、社会の統治主体である国民の声を反映出来る制度が表に出て来た。国民主権が実現される流れに変わりつつある。

司法書士界においても、もちろん会員が主体的に主権者として、参画しなければならない。司法書士に活力があり、司法書士会が組織として活力があり生き生きとした

力が充満している、そのようにあるべきだと考える。そのためには、まず動機付け、そして実行に移す仕組み作りが必要である。それらを形作るために次の方針を掲げる。

【メインテーマ】 人を生かす、自分を生かす

【サブテーマ】 弱者救済元年

司法書士の立場は、依頼者との関係と組織内の会員としての立場がある。組織内の会員として、組織内でもっと他の会員との関わりを深め、人の知恵、行動を生かしていこう。そのことは、自分を自発的前向きに生かすことであろうと。今日の社会、自動化した例えばE T C型という素通り型の人間が多くなった。組織が、そのような人ばかりではよくなるし、その人も一人の世界にはまり込んで劣化しかねない。皆が刺激し合え個人も上昇し、そして会にも生き生きと活力を生じさせたい。そのための一つの方策として支部長会で十分に議論し、まずは支部長会を活性化し、そして、支部会員に働きかけをしてもらい、支部を活性化していきたいと考えている。支部長会に何を考えてもらうのが大事であるが、これからの司法書士はどうあるべきなのか、司法書士の共存共栄は必要か、司法書士のマネー（富）の分配、司法書士のリスクの取り方避け方、司法書士の業務の拡大等々話し合ってもらいたい。

司法書士会が抱える解決すべきことは、不祥事を根絶することである。犯罪はもとより、綱紀案件を発生させないことである。そのうえで、司法書士法改正大綱を早く完成すること。消費者問題に適切に対応すること、緊急を要することとして改正貸金業法施行にあたって困惑する債務者及び資金需要者に適切に対応することではなかろうか。本人確認、意思確認はいかにあるべきかを全員で考えることも必要である。将来的には、不動産登記法の改正、不動産取引における登記原因証明情報のあり方を含め司法書士の取り組みを深めるべき事が考えられる。

司法書士は、複雑化した社会に対応しつつ、社会の要請に答える必要がある。司法書士は、自死問題、生活保護、雇用、失業、労働問題、虐待問題等々、弱者保護救済に手を差し伸べ活動してきた。まさに、人権の分野に踏み出している。これは、法律家としての使命である。我会も前向きに、きちっと対処していかなければならない。本年から、そのための基盤を築いていく、今年は出発の年にしたい。

会は会員を守っていかなければならない。会は会員が自由で公正な競争社会で、市民のため職務を果たせるよういつも基盤を整備しておかなければならない。競争を通じて、司法書士の質を高め、仕事の質をたかめ、国民の期待に答えていかなければならない。

【総務部事業計画】

1. 会員執務問題への対応
2. 規則・規程の改正検討
3. 事務局の業務指導
4. 会員、補助者及び家族等健康診断の実施
5. 業務賠償責任保険の加入啓発
6. 関連団体への支援

【企画部事業計画】

1. オンライン申請及び企業法務等への対応
 - (1) 不動産・商業登記オンライン申請の推進
 - (2) 企業法務の推進
2. 隣接職能集団との協調
 - (1) 滋賀自由業団体連絡協議会への参加
 - (2) 滋賀六士会への参加
3. 地域における法的サービス活動
 - (1) 高校等における消費者教育（法教育）活動の推進
 - (2) 県下自治体、各種団体、企業等への講師派遣
 - (3) 成年後見制度普及への取組み
 - (4) しが生涯学習アカデミーへの情報提供の推進

【広報部事業計画】

1. 対内広報活動
 - (1) 会報について
 - ①WEB会報の更新
 - ②会報おうみ（冊子）

WEB会報の集大成として位置づけを検討しながら年1回発行する。
2. 滋賀県司法書士会の制度と活動のPR
 - (1) HPの運営・管理
 - ・デザインの変更 コンテンツの一部変更等予定
 - トップページの写真の変更（年2～3回予定）
 - ・ドメインの管理
 - (2) ポスターの作成等
 - ①滋賀会独自で作るもの（相談事業部と合同）

総合相談センター主催の相談会に関するもの（大津・彦根）
 - ②日司連全国一斉相談事業に伴うちらし

敬老の日	成年後見相談会	9月
全国一斉司法書士法律相談（法の日）		10月
勤労感謝の日	貸金不払い110番	11月

相続登記はお済みですか月間（2月） 2月

(3) 制度広報費用

①相談会等、滋賀会の事業のPR

総合相談センター・司法書士の制度広報・名刺広告等、
マスコミによるPRを検討。

②大津駅前表示灯

③土地フォーラムの共催の検討

昨年10月24日土地月間県民フォーラムへの協力実績をもとに
今年度検討する。

(4) 司法書士制度広報パンフレット作成

関係機関に配布するパンフの作成を予定。

A3一枚もの、両面カラー、5000枚を予定。

司法書士の業務紹介 ADRセンターの紹介などの内容

(5) 司調会館看板設置の検討

3. 法務局ネームプレートの運営・管理

新規会員のプレート作成・掲載事項の変更・外部委託（アドフル）
プレートの取り付け・取り外し等の管理・広報部理事と外部委託

【研修部事業計画】

1. 会員資質向上のための事業

(1) 会員等研修会の開催

①会員等研修会

②新入会員研修会

(2) 年次制研修会の開催

(3) 司法書士新人研修の実施

①司法書士試験合格者対象ガイダンス及び研修

②配属研修

(4) 日司連・近司連・ブロック内司法書士会開催研修会の参加推進

①日司連中央研修会、業務研修会、消費者問題対応実務セミナー、地域開催一
般業務研修会

②近司連主催（共催）各種研修会

③日司連及び近畿ブロック新人研修会（新人）

④ブロック内司法書士会主催（共催）各種研修会

(5) 支部が開催する研修会の支援

(6) 近司連主催、共催の研修会資料の收拾と司ネットおうみでの掲載

(7) 単位未取得者への情報提供

(8) 業務関係法規の調査及び研究

(9) 研修資料の公開

【相談事業部事業計画】

1. 相談会運営・開催

(1) 総合相談センター

土曜日相談会 大津会場 月2回（第2・第4土曜日）

彦根会場 月1回（第3土曜日）

平日相談会 大津会場 毎週水曜日

彦根会場 毎週木曜日

(2) イオンモール草津無料法律相談会開催

毎月第1土曜日 年6回（偶数月開催）

(3) 弁護士会・滋賀県との共催による多重債務相談会 毎月第1土曜日

(4) 110番電話相談会等の臨時相談会開催

(5) 相談員対象スキルアップ研修会開催

2. 相談員派遣

(1) 登記相談（無料委託）

大津市役所 月1回

彦根市役所 月1回

東近江市役所 2か月1回

(2) 多重債務相談（有料委託）

大津市役所 月1回

(3) 法律相談（有料委託）

近江八幡市役所 月1回

野洲市役所 月1回

滋賀県労働者福祉協議会 月1回

(4) 母子法律相談連携（有料委託） 大津市役所

3. 消費者問題対策委員会

(1) 消費者問題に関する研修会・事業の企画（消費者行政との連携含む）

(2) 経済的困窮者に対する法的サービスの提供

(3) 110番電話相談会等緊急相談会の企画

(4) 改正貸金業法完全施行に伴う資金需要者・ヤミ金への対応

(5) 裁判ホットライン開設の検討

4. 調停センター「^{なごみ}和」 別紙事業計画のとおり

5. 地域連携事業

(1) 調停センター企画による巡回研修・セミナー

(2) 自死対策

6. 司法過疎対策

7. 日本司法支援センター

(1) 法律扶助利用促進

(2) 連携強化

【調停センター「和」事業計画】

【基本方針】

滋賀県司法書士会調停センターは、ADR体験市民フォーラムの開催、講師派遣、大津市役所での対話調停相談会の設置などにより、ADR制度や当センターの周知活動を行っているが、まだまだ市民に浸透しておらず、当センターの調停手続の利用件数は伸び悩んでいる。本年度は、本会の他の事業部門や司法書士会の関連団体と協同して、調停センターを含めた司法書士の取り組みについて、広報活動をしていきたい。

また、市民にとって、更に利用し易い調停センターにするために、当センターの規則・規程を改正し、手続の簡素化、迅速化を実現したい。

そして、当センターは実際に調停を実施していくことにより、現在の[裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律](#)の内容を検証し、施行日（平成19年4月1日）から5年以内になされる見直しに向けて準備をしていく。

【重点項目】

- (1) ADR制度及び当センターの周知活動
- (2) 手続実施者及び事務担当者の勧誘・育成
- (3) 当センターの規則・規程の見直し

【具体的活動】

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者・事務担当者の養成
- (3) 広報活動
- (4) 規則・規程の見直し
- (5) 運営委員会の開催